

監査公表第 588 号

京都市職員措置請求及び監査結果公表

地方自治法第 252 条の 43 第 5 項の規定により読み替えて適用される同法第 242 条第 4 項の規定により、標記の請求に係る請求文及び京都市長に対する監査結果の通知文を次のとおり公表します。

平成 20 年 7 月 2 日

京都市監査委員 不 室 嘉 和  
同 出 口 康 雄

京都市職員措置請求に係る請求文

京都市職員措置請求書

1-1 請求の趣旨

政務調査費は地方自治法第100条（【調査権等】⑬，⑭項。）と旧自治省の「通知」（【平成12年5月31日】①調査研究活動の実態，交付の必要性・対象の十分な検討。②収支報告書等の公開による透明性の確保。③金額の定めは，第三者機関の意見を予め聴取。）の趣旨に基づき定められている。

それゆえ，政務調査費はあくまで会派または議員が市民のため，市の政務について具体的に「調査」を必要とするものにつき，最小限で行わなければならない（地方自治法第2条14項）。

よって，会派や議員は十分にその内容の真実性はもちろん，必要性，効用（効果）を市民に説明する責任を負うものであり，説明が不十分であったり，内容が曖昧であったり，私的利用であったり，議員公職としての関連性が疑われたりするものは不適法というべきである。

さらに，法令の趣旨と枠（「議員の調査研究に資するため必要な経費の一部」）を越えた施行規程が定められていると思われる。

とくに，適用区分は曖昧で，その内容に大きな幅があるなど裁量権を大幅に認め，純然たる調査研究活動以外の議員活動のために要する費用にまで広げ，目的外使用に十分な歯止めがかけられていないと見受けられる。

また，金額が1件5万円以下及び人件費・事務所費に該当する領収書の写しの提出を義務付けていないということに現れている限定された「領収書等の写しの提出」や会計帳簿の提出を義務付けていないなど，公金使用の透明化促進に逆行している。

以上のように，施行規程や適用区分についても問題点を含んでおり，この点も踏まえて，平成18年度政務調査費の収支報告書を厳格に検討すると，次の点で違法・不当な使途が伺われる。

1 > 領収書の写し提出済みのものについて

(1) 一応の支出目的の説明はあるが，明らかに使用内容不明（SnF）・行為内容不明（KnF）・目的外使用（MgS）で違法・不当と認められるもの。

《会派分》（別表No.1・2による）

自由民主党 ￥13,410,778円  
 日本共産党 ￥8,128,145円  
 公明党 ￥5,119,970円  
 民主・都みらい ￥3,441,720円

合計 ￥30,100,613円

《議員分》（別表No.3～No.12による）

番号	議員名	目的外使用金額	番号	議員名	目的外使用金額	番号	議員名	目的外使用金額
1	青木ヨシオ	¥1,099,515円	2	磯辺とし子	¥0円	3	井上与一郎	¥200,250円
4	内海 貴夫	¥355,000円	5	加地 浩	¥1,655,780円	6	加藤 盛司	¥1,450,194円
7	北川 明	¥458,090円	8	国枝克一郎	¥0円	9	小林 正明	¥665,000円
10	繁 隆夫	¥650,000円	11	高橋泰一郎	¥121,270円	12	田中セツ子	¥669,825円
13	田中 英之	¥777,521円	14	津田 大三	¥1,514,947円	15	寺田 一博	¥3,032,912円
16	富 きくお	¥356,100円	17	中川 一雄	¥563,000円	18	中村三之助	¥231,000円
19	中村 安良	¥1,320,350円	20	西脇 尚一	¥0円	21	橋村 芳和	¥1,234,505円
22	巻野 渡	¥1,109,781円	23	棕田 知雄	¥1,683,502円			
24	赤阪 仁	¥900,027円	25	井坂 博文	¥848,530円	26	井上けんじ	¥760,399円
27	岩橋ちよみ	¥1,008,522円	28	加藤 あい	¥799,663円	29	加藤広太郎	¥819,641円
30	河合ようこ	¥945,768円	31	北山ただお	¥882,524円	32	くらた共子	¥758,979円
33	倉林 明子	¥833,940円	34	佐藤 和夫	¥1,074,533円	35	せのお直樹	¥799,501円
36	玉本なるみ	¥835,368円	37	西野さち子	¥829,295円	38	樋口 英明	¥832,384円
39	ふじい佐富	¥624,001円	40	藤原 冬樹	¥881,180円	41	宮田えりこ	¥1,059,929円
42	山中 渡	¥950,861円	43	山本 正志	¥733,246円			
44	井上 教子	¥1,324,447円	45	木村 力	¥721,156円	46	久保 勝信	¥567,236円
47	久保 省二	¥0円	48	柴田 章喜	¥186,690円	49	曾我 修	¥354,750円
50	大道 義知	¥1,244,053円	51	谷口 弘昌	¥349,050円	52	津田 早苗	¥577,476円
53	日置 文章	¥154,000円	54	湯浅 光彦	¥339,965円			
55	安孫子和子	¥728,044円	56	今枝 徳蔵	¥237,195円	57	宇都宮壮一	¥1,207,355円
58	隠塚 功	¥631,092円	59	小林あきろう	¥2,034,900円	60	鈴木 正穂	¥559,000円
61	砂川 祐司	¥0円	62	宮本 徹	¥516,600円	63	山岸たかゆき	¥1,376,800円
64	山口 幸秀	¥621,140円						
65	村山 祥栄	¥1,275,769円						

合計 ￥(51,333,551円)

(2) 違法・不当な理由

《会派分》（別表No.1・2による）

i) 調査旅費（会派①のC・16, ③のC・4, ④のC・2）

3会派3件は、いずれも調査研究の行き先・参加人数並びにその内容を説明する、証拠書類の添付を欠く。実質、目的外使用で違法・不当と

認められる。

ii) 広報費

各会派の機関紙やニュースの発行は会派運営上でも必要で使用している部分が含まれており、政務調査としての使用は多く見積もっても1/2をこえないと認められるため、この部分は目的外使用で違法・不当である。

また、②の予算書等の作成や傍聴ビラ案内などは会派活動であり、政務調査とは認められず、目的外使用で違法・不当である。

iii) 資料作成費 (①のF・26, ②のF・45, ③のF・12)

3会派3件は、使用内容不明のコピーや市会手帳の購入や予算要望の印刷などであり、政務調査とはなんら関係が無く、目的外使用で違法・不当である。

iv) 資料購入費 (①のG・27, ③のG・13)

2会派2件は、議員情報の購入や自党の機関紙の過大な購入であり、政務調査とはなんら関係が無く、目的外使用で違法・不当である。

v) 通信運搬費

各会派の機関紙やニュースの郵送や配布は会派運営上でも必要で使用している部分が含まれている。政務調査としての使用は多く見積もっても1/2をこえないと認められるため、この部分は目的外使用で違法・不当と認められる。

また、①の切手の大量購入は使用内容が不明であり、②の予算要求書郵送などと共に政務調査とは認められず違法・不当である。

vi) 備品消耗品費

各種のリース代については、会派運営上でも必要で使用している部分が含まれている。政務調査としての使用は多く見積もっても1/2をこえないと認められるため、この部分は目的外使用で違法・不当である。

また、①のフラッシュメモリーや印刷機、③のモバイルPC等是一部政務調査費に使用されているかもしれないが、基本的に会派の資産購入であり、政務調査としては認められない。ましてや、④のテレビ・冷蔵庫の購入などもってのほかであり、政務調査とは認められず違法・不当である。

《議員分》 (別表No.3～No.12による)

i) 広報費・通信運搬費

領収書の写しが提出されているものの内の多くは、市会・市政報告用のビラ等の作成・印刷・配布 (郵送やポストインなど) が中心であるが、これらは政務調査ではなく通常の議員活動の一環というべきものであり、目的外使用と認められ、違法・不当である。

また、ハガキの購入とそれによる市会・市政報告の作成・印刷・郵送

等があるが、ハガキに記述可能な字数・内容を推察するに、暑中見舞い・年賀状・市会議員としての挨拶状（市議会報告会概要や報告集会の案内状等）に使われたものと認められ、さらに、夏ハガキ・年賀ハガキの購入のように暑中見舞い・年賀状とはっきり目的のわかっているものすらあり、これらはいずれも政務調査とはいえず、目的外使用で違法・不当である。

ii) 備品消耗品費

備品消耗品購入もそここの議員によって行われているが、パソコン・プリンター・カートリッジ・テレビ・ワイヤレスアンプ・コピー機リース・トナー・折りたたみテーブルの購入など到底政務調査とは認められないものであり、行為内容不明・目的外使用で違法・不当である。

iii) その他

調査旅費（中には台湾台北視察に使われているものもある。）・会議費・資料作成費・資料購入費も少数の議員により支出されているが、これらについても政務調査とは関係が無く、行為内容不明・目的外使用で違法・不当である。

なお、印刷等の会社・郵便局の領収書の写し、振込受付書の写しはあるが、印刷や発送した書類の写し・納品書の写し等調査研究活動の行為内容を立証している書類を欠いていることや領収書の写しはついているが、その領収書の写しに支出目的の説明が全くないものなどがある。

2 > 領収書の写しの提出が無いものの内、人件費・事務所費について

(1) 人件費・事務所費の1/2は目的外使用で違法・不当と認められる。

《会派分》（別表No.1・2による）

自由民主党	¥ 4,930,000円
日本共産党	¥ 3,993,000円
公明党	¥ 1,688,000円
民主・都みらい	¥ 4,453,000円
合計	¥15,064,000円

《議員分》（別表No.3～No.12による）

番号	議員名	目的外使用金額	番号	議員名	目的外使用金額	番号	議員名	目的外使用金額
1	青木ヨシオ	¥1,089,000円	2	磯辺とし子	¥1,235,000円	3	井上与一郎	¥1,336,000円
4	内海 貴夫	¥1,139,000円	5	加地 浩	¥1,070,000円	6	加藤 盛司	¥1,347,000円
7	北川 明	¥1,669,000円	8	国枝克一郎	¥1,478,000円	9	小林 正明	¥1,859,000円
10	繁 隆夫	¥1,690,000円	11	高橋泰一朗	¥1,591,000円	12	田中セツ子	¥1,514,000円
13	田中 英之	¥1,073,000円	14	津田 大三	¥933,000円	15	寺田 一博	¥457,000円
16	富 きくお	¥1,738,000円	17	中川 一雄	¥1,387,000円	18	中村三之助	¥1,659,000円
19	中村 安良	¥1,098,000円	20	西脇 尚一	¥1,266,000円	21	橋村 芳和	¥643,000円
22	巻野 渡	¥1,509,000円	23	棕田 知雄	¥962,000円			

24	赤坂 仁	¥1,734,000円	25	井坂 博文	¥1,734,000円	26	井上けんじ	¥1,734,000円
27	岩橋ちよみ	¥1,734,000円	28	加藤 あい	¥1,734,000円	29	加藤広太郎	¥1,734,000円
30	河合ようこ	¥1,734,000円	31	北山ただお	¥1,734,000円	32	くらた共子	¥1,734,000円
33	倉林 明子	¥1,734,000円	34	佐藤 和夫	¥1,734,000円	35	せのお直樹	¥1,734,000円
36	玉本なるみ	¥1,734,000円	37	西野さち子	¥1,734,000円	38	樋口 英明	¥1,734,000円
39	ふじい佐富	¥1,734,000円	40	藤原 冬樹	¥1,734,000円	41	宮田えりこ	¥1,734,000円
42	山中 渡	¥1,734,000円	43	山本 正志	¥1,734,000円			
44	井上 教子	¥1,006,000円	45	木村 力	¥0円	46	久保 勝信	¥28,000円
47	久保 省二	¥395,000円	48	柴田 章喜	¥0円	49	曾我 修	¥381,000円
50	大道 義知	¥0円	51	谷口 弘昌	¥788,000円	52	津田 早苗	¥500,000円
53	日置 文章	¥636,000円	54	湯浅 光彦	¥790,000円			
55	安孫子中和子	¥1,377,000円	56	今枝 徳蔵	¥1,855,000円	57	宇都宮壮一	¥288,000円
58	隠塚 功	¥1,405,000円	59	小林あきろう	¥1,045,000円	60	鈴木 正穂	¥1,340,000円
61	砂川 祐司	¥1,685,000円	62	宮本 徹	¥1,183,000円	63	山岸たかゆき	¥1,333,000円
64	山口 幸秀	¥895,000円						
65	村山 祥栄	¥922,000円						

合計 ¥82,274,000円

(2) 違法・不当な理由

《会派分・議員分共》（別表No.1～No.12による）

各会派の person 費・事務所費は会派運営上でも必要で使っている部分が含まれており、政務調査としての使用は多く見積もっても1/2をこえないと認められる。それ故、この1/2部分は目的外使用で違法・不当である。

3>2. 以外の領収書の写しの無いものについて

(1) 2 以外の支出で領収書の写し未提出のものは全て違法・不当認められる。

《会派分》（別表No. 1・2による）

自由民主党 ¥ 1,513,025円

日本共産党 ¥ 4,982,619円

公明党 ¥ 2,444,306円

民主・都みらい ¥ 2,110,347円

合計 ¥11,050,297円

《議員分》（別表No.3～No.12による）

番号	議員名	目的外使用金額	番号	議員名	目的外使用金額	番号	議員名	目的外使用金額
1	青木ヨシオ	¥1,522,018円	2	磯辺とし子	¥2,328,921円	3	井上与一郎	¥1,925,986円
4	内海 貴夫	¥2,164,759円	5	加地 浩	¥1,002,133円	6	加藤 盛司	¥652,855円
7	北川 明	¥987,688円	8	国枝克一郎	¥1,842,054円	9	小林 正明	¥416,526円
10	繁 隆夫	¥770,000円	11	高橋泰一朗	¥1,494,869円	12	田中セツ子	¥1,100,985円

13	田中 英之	¥1,875,879円	14	津田 大三	¥1,418,471円	15	寺田 一博	¥782,608円
16	富 きくお	¥966,126円	17	中川 一雄	¥1,461,528円	18	中村三之助	¥1,250,484円
19	中村 安良	¥1,281,760円	20	西脇 尚一	¥2,266,524円	21	橋村 芳和	¥2,278,495円
22	巻野 渡	¥669,415円	23	棕田 知雄	¥1,191,498円			
24	赤阪 仁	¥275,556円	25	井坂 博文	¥362,722円	26	井上けんじ	¥466,657円
27	岩橋ちよみ	¥165,793円	28	加藤 あい	¥408,895円	29	加藤広太郎	¥391,230円
30	河合ようこ	¥263,956円	31	北山ただお	¥291,750円	32	くらた共子	¥430,727円
33	倉林 明子	¥393,705円	34	佐藤 和夫	¥137,577円	35	せのお直樹	¥475,900円
36	玉本なるみ	¥370,731円	37	西野さち子	¥503,853円	38	樋口 英明	¥386,409円
39	ふじい佐富	¥575,562円	40	藤原 冬樹	¥451,963円	41	宮田えりこ	¥214,206円
42	山中 渡	¥257,697円	43	山本 正志	¥493,815円			
44	井上 教子	¥1,218,093円	45	木村 力	¥3,704,629円	46	久保 勝信	¥4,066,885円
47	久保 省二	¥3,259,586円	48	柴田 章喜	¥4,299,304円	49	曾我 修	¥3,510,725円
50	大道 義知	¥3,105,027円	51	谷口 弘昌	¥2,576,505円	52	津田 早苗	¥2,764,249円
53	日置 文章	¥3,170,866円	54	湯浅 光彦	¥2,477,997円			
55	安孫子和子	¥1,319,206円	56	今枝 徳蔵	¥852,805円	57	宇都宮壮一	¥2,805,977円
58	隠塚 功	¥1,361,053円	59	小林あきろう	¥675,100円	60	鈴木 正穂	¥1,562,272円
61	砂川 祐司	¥1,430,268円	62	宮本 徹	¥1,918,110円	63	山岸たかゆき	¥759,437円
64	山口 幸秀	¥2,390,411円						
65	村山 祥栄	¥1,343,713円						

合計 ¥89,542,504円

## (2) 違法・不当な理由

《会派分・議員分共》（別表No.1～No.12による）

本質的に市から委託を受けた目的への支出の合理性を示すものがなく、必要な費用という該当性がない。説明責任も全く欠く。

条例施行規程第2条に基づき各会派並びに各議員が厳重保管している会計帳簿や各証拠書類の全部又は大半の提出を義務付けられていないことは規程の欠陥にすぎず、免責条項でもなく、本来の説明責任を怠っていると云わざるを得ない。

前述のように、「領収書の写し」提出済みの件ですら相当高額な違法・不当な使用が行われていた。しかも、一件5万円以上と人件費、事務所費を除いた「写し」（全受給額の一部）に限定した実態の範囲である。政務調査費の受給分の大半の領収書の写しが非公開であることから、これらの支出には理由がなく、法定の支出目的以外に使用されたと判断せざるをえない。

## 4>求める措置

上記1>・2>・3>により被った以下の損害額の返還を市長が各会派・議員に対し求めるよう勧告されること

《会派分》（別表No.1・2による）

総額	自由民主党	¥19,853,803円
	日本共産党	¥17,103,764円
	公明党	¥9,252,276円
	民主・都みらい	¥10,005,067円
合計		¥56,214,910円

《議員分》（別表No.3～No.12による）

番号	議員名	目的外使用金額	番号	議員名	目的外使用金額	番号	議員名	目的外使用金額
1	青木ヨシオ	¥3,710,533円	2	磯辺とし子	¥3,563,921円	3	井上与一郎	¥3,462,236円
4	内海 貴夫	¥3,658,759円	5	加地 浩	¥3,727,913円	6	加藤 盛司	¥3,450,049円
7	北川 明	¥3,114,778円	8	国枝克一郎	¥3,320,054円	9	小林 正明	¥2,940,526円
10	繁 隆夫	¥3,110,000円	11	高橋泰一朗	¥3,207,139円	12	田中セツ子	¥3,284,810円
13	田中 英之	¥3,726,400円	14	津田 大三	¥3,866,418円	15	寺田 一博	¥4,272,520円
16	富 きくお	¥3,060,226円	17	中川 一雄	¥3,411,528円	18	中村三之助	¥3,140,484円
19	中村 安良	¥3,700,110円	20	西脇 尚一	¥3,532,524円	21	橋村 芳和	¥4,156,000円
22	巻野 渡	¥3,288,196円	23	棕田 知雄	¥3,837,000円			
24	赤阪 仁	¥2,909,583円	25	井坂 博文	¥2,945,252円	26	井上けんじ	¥2,961,056円
27	岩橋ちよみ	¥2,908,315円	28	加藤 あい	¥2,942,558円	29	加藤広太郎	¥2,944,871円
30	河合ようこ	¥2,943,724円	31	北山ただお	¥2,908,274円	32	くらた共子	¥2,923,706円
33	倉林 明子	¥2,961,645円	34	佐藤 和夫	¥2,946,110円	35	せのお直樹	¥3,009,401円
36	玉本なるみ	¥2,940,099円	37	西野さち子	¥3,067,148円	38	樋口 英明	¥2,952,793円
39	ふじい佐富	¥2,933,563円	40	藤原 冬樹	¥3,067,143円	41	宮田えりこ	¥3,008,135円
42	山中 渡	¥2,942,558円	43	山本 正志	¥2,961,061円			
44	井上 教子	¥3,548,540円	45	木村 力	¥4,425,785円	46	久保 勝信	¥4,662,121円
47	久保 省二	¥3,654,586円	48	柴田 章喜	¥4,485,994円	49	曾我 修	¥4,246,475円
50	大道 義知	¥4,349,080円	51	谷口 弘昌	¥3,713,555円	52	津田 早苗	¥3,841,725円
53	日置 文章	¥3,960,866円	54	湯浅 光彦	¥3,607,962円			
55	安孫子和子	¥3,424,250円	56	今枝 徳蔵	¥2,945,000円	57	宇都宮壮一	¥4,301,332円
58	隠塚 功	¥3,397,145円	59	小林あきろう	¥3,755,000円	60	鈴木 正穂	¥3,461,272円
61	砂川 祐司	¥3,115,268円	62	宮本 徹	¥3,617,710円	63	山岸たかゆき	¥3,469,237円
64	山口 幸秀	¥3,906,551円						
65	村山 祥栄	¥3,541,482円						

合計（¥223,150,055円）

総計（会派分＋議員分） ¥279,364,965円

（¥56,214,910円＋¥223,150,055円）

1－2 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査を求める

本件は、政務調査費についての適法性と公費支出への説明責任を全うする

ことを求め、前記是正措置を求めるものである。

事案の趣旨に鑑み、議員は監査委員として本件に関与することは利益相反行為として不適切であり除斥されるのは当然であるが、京都市OBの監査委員江草哲史氏も「市長には幅広い裁量権があり、予算は議会の議決を通っている。よほどのケースでないと覆すのは難しい」（京都新聞2007年7月16日の「監査委員に厳しい目」の記事中のコメント）などと監査委員の役割を基本的に放棄しているとしか思えない発言しているように京都市、議会、議員への独立性は脆弱であり、さらに今一人の監査委員出口康雄氏についても監査委員に対する世論の批判を受け公認会計士を任命していたにもかかわらず、以前のように歯科医師会の会長経験者という名誉職的人材を任命するなど、到底適正な監査を行える事態ではないので、個別外部監査により監査されるよう申し添える。（なお、同種事例で大阪府では個別外部監査を実施したことは周知のところである。）

## 2 請求者

京都市西京区

氏名 A ほか9名

以上、地方自治法第242条1項の規定により別紙事実証明書を添え必要な措置を請求する。

併せて、同法第252条の43項第1項の規定により、当該請求に係わる監査について、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める。

<別紙事実証明書等の目録>

1, 別表「請求事項一覧表」全12頁 (No.1～No.12)

(公開された領収書の写し等から請求人が作成した。)

1, 平成18年度政務調査費収支報告書の領収書の写し等 全371枚

京都市監査委員様

2008年3月31日

注1 請求人の氏名を記号化した。

2 請求人の住所の一部及び職業並びに事実証明書の記載を省略した。

3 平成20年4月15日付けで提出された補正書の内容を反映させている。

京都市長に対する監査結果の通知文

監第26-1号

平成20年6月27日

京都市長 門川 大作 様

京都市監査委員 不室 嘉和

同 出口 康雄



京都市職員措置請求に係る監査の結果について

平成20年3月31日付けで提出された地方自治法（以下「法」という。）第242条第1項の規定による標記の請求（以下「本件請求」という。）についての監査の結果は次のとおりであり、法第252条の43第5項において読み替えて適用される法第242条第4項の規定により下記第5のとおり措置されるよう勧告するとともに、監査委員の合議により、下記第6のとおり意見を提出します。

この勧告を受けて講じた措置については、同条第9項の規定により、監査委員に通知してください。

なお、監査委員高橋泰一郎及び監査委員井上教子は、本件請求について、法第199条の2の規定により除斥となっています。

#### 第1 請求の要旨

- 1 政務調査費は、法第100条第13項及び第14項並びに第2条第14項の趣旨により、会派又は議員が市民のため、京都市（以下「市」という。）の政務について具体的に調査を必要とするものにつき、最小限で支出されなければならない。

会派及び議員は、その内容の真実性、必要性及び効果を市民に説明する責任を負い、説明が不十分であったり、内容があいまいであったり、私的利用であったり、議員としての関連性が疑われたりするものは不適法である。

京都市政務調査費の交付に関する条例施行規程（以下「施行規程」という。）は、議員の調査研究に資するため必要な経費の一部という法令の趣旨を超え、調査研究活動以外の議員活動のために要する費用の支出についても大幅な裁量権を認め、目的外使用に十分な歯止めがかけられていない。

また、限定された領収書等の写しの提出や、会計帳簿の提出を義務付けていないなど、公金の使用に係る透明化の促進に逆行している。

以上を踏まえて平成18年度政務調査費の収支報告書を検討すると、次の点で違法、不当な使途がある。

- (1) 領収書の写しが提出されているものについては、一応の支出目的の説明はあるが、明らかに使用内容が不明なもの、行為の内容が不明なもの及び目的外使用のものがあり、違法、不当である。
- (2) 領収書の写しが提出されていないもののうち、人件費及び事務所費については、事務所は他の目的でも使用しており、政務調査としての使用は多くても2分の1を超えないから、2分の1相当額は目的外使用で違法、不当である。
- (3) 人件費及び事務所費以外で、領収書の写しが提出されていないものについては、支出の合理性を示すものがなく、必要な費用に該当しない。

施行規程第2条に基づき各会派及び各議員が保管する会計帳簿や証拠書類の全部又は大半の提出が義務付けられていないことは、施行規程の

欠陥であり、会派及び議員は、これにより免責されるものではなく、説明責任を果たしていない。

全支給額の一部である上記(1)の件でも、高額な違法、不当な使用が行われており、大半の領収書の写しが非公開であることからしても、領収書の写しが提出されていないものの使用には理由がなく、法定の用途以外に使用されたと判断せざるを得ない。

- 2 上記 1 (1), (2)及び(3)により、会派政務調査費については 4 会派分計 56,214,910円、議員政務調査費については65名分計223,150,055円、合計 279,364,965円の損害を市が被っているので、京都市長（以下「市長」という。）が各会派及び議員に対しその損害額の返還を求めるよう勧告することを求める。

## 第 2 個別外部監査契約に基づく監査

### 1 個別外部監査契約に基づく監査によることの決定

本件請求については、法第 252 条の 43 第 1 項の規定により、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることが求められていたところ、監査委員は、同条第 2 項の規定により、個別外部監査契約に基づく監査によることを決定し、平成 20 年 4 月 8 日にその旨を市長に通知した。

### 2 個別外部監査契約に基づく監査の実施及び当該監査の結果に関する報告の提出

本件請求について、法第 252 条の 43 第 3 項において準用する法第 252 条の 39 第 5 項に規定する個別外部監査契約を締結した中村清之税理士（以下「個別外部監査人」という。）において監査（以下「本件個別外部監査」という。）が実施され、平成 20 年 6 月 13 日に、法第 252 条の 43 第 4 項の規定により、別添のとおり「京都市個別外部監査結果報告書」（以下「本件個別外部監査報告書」という。）が監査委員に提出された。

また、本件個別外部監査報告書と併せて、法第 252 条の 43 第 6 項において準用する法第 252 条の 38 第 2 項の規定により、「個別外部監査の結果に関する意見書」が提出された。

## 第 3 個別外部監査人の判断

本件個別外部監査に係る個別外部監査人の判断は、本件個別外部監査報告書第 2 部第 5 のとおりである。

## 第 4 監査委員の判断

本件個別外部監査報告書に基づき、平成 18 年度に京都市会（以下「市会」という。）の会派及び議員に交付された政務調査費について、市長が別表 1 の会派名欄に掲げる会派及び別表 2 の氏名欄に掲げる者に対し、それぞれ各表の目的外使用額欄に掲げる額（以下「目的外使用額」という。）の返還を請求しないことは違法であると認められるから、本件請求には、理由がある。

なお、監査委員及び個別外部監査人は、本件請求の対象（平成 18 年度に交

付された政務調査費のうち使途基準に反して使用された額の返還の請求を市長が違法又は不当に怠る事実) について判断するに当たり、会派及び議員による政務調査費の使用の適否や使途基準に反して使用された額についての請求人の主張に拘束される関係にはない。したがって、別表2では、一部、請求人が主張する額を超える目的外使用額を認定しているが、本件請求の対象とされていない財務会計上の怠る事実を認定したものではない。

また、本件個別外部監査は、平成20年4月8日現在の収支報告書に基づき実施されたものであり、本件個別外部監査報告書第2部第5-2に記載のとおり、収支報告書に計上されていない支出が存在することが想定されることから、目的外使用額は、同日後の収支報告書の修正により、変動する可能性がある。

## 第5 勧告

以上の判断により、本件請求には、理由があると認められるので、法第252条の43第5項において読み替えて適用される法第242条第4項の規定により、市長に対し、次のとおり勧告する。

### 勧告

平成18年度に交付した政務調査費のうち目的外使用額の返還について、期限を定めて該当の会派及び個人に対して返還を命じるなどの必要な措置を講じられたい。

また、必要な措置を講じるに当たっては、あらかじめ、期限を定めて、自主的な収支報告書の修正及び修正後の収支報告書に基づく残額の返還の機会を与えられたい。

上記の措置は、平成20年9月30日までに講じられたい。

## 第6 意見

本件請求についての監査委員の判断は以上のとおりであるが、監査委員の合議により、市長及び京都市会議長（以下「市会議長」という。）に対し、次のとおり意見を提出する。

### 意見

政務調査費については、平成20年度から領収書等の公開範囲の拡大、使途基準の更なる明確化等を図るための京都市政務調査費の交付に関する条例等諸規程の改正や政務調査費の運用に関する基本指針の策定がされるなど、市会において、政務調査費の一層の透明性の確保を図るための積極的な取組がなされているところである。

ところで、政務調査費の適正な使用については、政務調査費の交付を受けた会派及び議員における自律的な取組によって確保されるべきであることはいうまでもないが、京都市政務調査費の交付に関する条例上、収支報告書及びこれに添付する領収書等の写しを市会議長に提出することとされ、政務調査費の交付を受けた会派及び議員に対する必要な報告の徴収又は調査の権限

が市会議長に与えられていることからすれば、上記の会派及び議員による自律的な取組に加え、市会議長における適切な指導や権限の行使が予定されていると考えられる。

一方、仙台高裁平成 19 年 4 月 26 日判決によれば、政務調査費の使途が使途基準に照らして適正なものか否かについては、政務調査費を交付する者の審査を受けることが予定されているとされたうえ、長は、条例や規則に長の調査権限を定めた規定がなくても、政務調査費の使途が適正であるか否かを審査し得ることは当然であり、会計帳簿や領収書等によって調査をすることが、議員や議会の自律性を侵害するものとはいえないとされている。そして、長は、整理保管が義務付けられた領収書等の資料に照らし、適正と認められない使途に政務調査費が使用されていれば、その返還を請求すべきである旨、判示されている。

政務調査費をめぐる社会情勢から、今後、政務調査費の適正な執行の確保に係る市会議長及び市長の責務は、より重要性を増すと考えられるところであるから、政務調査費制度の運用に対する市民の信頼の一層の向上に資するため、市会議長及び市長の相互の協力の下で、適切に対応されたい。

別表 1 政務調査費目的外使用額一覧（会派分）（単位：円）

会 派 名	支出済総額	目的外使用額
自由民主党京都市会議員団	36,214,455	2,270,685
日本共産党京都市会議員団	33,600,000	3,819,818
公明党京都市会議員団	17,802,510	884,960
民主・都みらい京都市会議員団	16,800,000	433,255

別表 2 政務調査費目的外使用額一覧（議員分）（単位：円）

氏 名	支出済総額	目的外使用額
青木 ヨシオ	4,800,000	1,867,712
磯辺 とし子	4,800,000	1,680,700
井上 与一郎	4,800,000	2,394,420
内海 貴夫	4,800,000	813,747
加地 浩	4,800,000	2,005,367
加藤 盛司	4,800,000	1,314,009
北川 明	4,783,778	2,583,163
国枝 克一郎	4,800,000	904,549
小林 正明	4,800,000	1,082,569

繁 隆夫	4,800,000	81,250
高橋 泰一朗	4,800,000	496,422
田中 セツ子	4,798,907	849,460
田中 英之	4,800,000	608,847
津田 大三	4,800,000	1,746,650
寺田 一博	4,800,000	1,792,344
富 きくお	4,800,000	545,471
中川 一雄	4,800,000	847,328
中村 三之助	4,800,000	1,602,204
中村 安良	4,800,000	841,923
西脇 尚一	4,800,000	2,700,915
橋村 芳和	4,800,000	3,551,370
巻野 渡	4,800,000	403,416
棕田 知雄	4,800,000	2,229,143
赤阪 仁	4,800,000	2,689,715
井坂 博文	4,800,000	2,701,580
井上 けんじ	4,800,000	2,643,353
岩橋 ちよみ	4,800,000	2,626,127
加藤 あい	4,800,000	2,640,888
加藤 広太郎	4,800,000	2,618,461
河合 ようこ	4,800,000	2,620,045
北山 ただお	4,800,000	2,638,023
くらた 共子	4,800,000	2,624,557
倉林 明子	4,800,000	2,643,936
佐藤 和夫	4,800,000	2,639,933
せのお 直樹	4,800,000	2,630,331
玉本 なるみ	4,800,000	2,635,884
西野 さち子	4,800,000	2,601,900
樋口 英明	4,800,000	2,631,128
ふじい 佐富	4,800,000	2,613,196
藤原 冬樹	4,800,000	2,681,222
宮田 えりこ	4,800,000	2,677,705

山中 渡	4,800,000	2,666,485
山本 正志	4,800,000	2,577,214
井上 教子	4,554,248	2,137,569
木村 力	4,425,785	2,001,215
久保 勝信	4,688,866	1,287,258
久保 省二	4,047,345	1,527,523
柴田 章喜	4,687,980	2,272,869
曾我 修	4,625,703	2,405,845
大道 義知	4,409,080	701,108
谷口 弘昌	4,500,205	2,376,234
津田 早苗	4,341,200	1,486,412
日置 文章	4,595,001	1,788,339
湯浅 光彦	4,397,162	1,518,553
安孫子 和子	4,800,000	1,976,645
今枝 徳蔵	4,800,000	2,957,944
宇都宮 壮一	4,588,220	2,008,586
隠塚 功	4,800,000	2,102,367
小林 あきろう	4,800,000	1,256,553
鈴木 マサホ	4,800,000	2,323,754
砂川 祐司	4,800,000	2,245,171
宮本 徹	4,800,000	3,699,832
山岸 たかゆき	4,800,000	477,515
山口 幸秀	4,800,000	2,084,885
村山 祥栄	4,800,000	528,682

(監査事務局第一課)